

宍粟市DV防止・被害者等支援基本計画策定方針

現行の第3次宍粟市DV防止・被害者支援基本計画（以下「第3次DV防止計画」という。）は計画期間が令和7年度末までであるため、第4次DV防止・被害者等支援基本計画（以下「第4次DV防止等計画」という。）を次の方針に基づき策定する。

1. 計画策定の趣旨

法律の規定に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策並びに困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策の実施に関する基本的な計画を市が策定する。

2. 計画の位置づけ

（1）法律上の位置づけ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項並びに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に努力義務と規定されている市町村基本計画とする。

（2）計画上の位置づけ

市の計画における第4次DV防止等計画の位置づけは、市の基本計画である「宍粟市総合計画及び宍粟市地域創生総合戦略」を上位計画とし、「宍粟市人権施策推進計画」「宍粟市男女共同参画プラン」などの関連計画との調和が保たれた計画とする。

3. 計画期間

計画期間：令和8年度から令和12年度（5か年）

4. 計画策定にあたっての考え方

（1）第3次DV防止計画をふまえた計画

第3次DV防止計画の基本施策の取組状況を検証し、第4次DV防止等計画策定の基礎資料とする。検証方法については、宍粟市DV対策庁内調整会議（以下「庁内会議」という。）において、関係課における取組状況を検証し、第4次DV防止計画策定の参考とする。

（2）国の基本指針、県の計画に即した計画

厚生労働大臣が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」並びに「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に即して策定する。

また、兵庫県DV防止・被害者保護計画（令和6年度から令和10年度）及びひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画（令和6年度から令和10年度）と整合性の確保を図る。

【資料④】

(3) 市民意見を反映した計画

① 宍粟市配偶者からの暴力対策に関する基本計画策定検討委員会

学識経験者、市内各種関係団体の代表者、市民の代表等で構成される宍粟市配偶者からの暴力対策に関する基本計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）において計画案について協議し、幅広い分野からの意見を取り入れて計画を策定する。

② 議会

随時、文教民生常任委員会に情報提供を行い、議会からのさまざまな意見、提言を受ける。

③ パブリックコメント

計画案について広く市民の意見を募るため、パブリックコメントを実施する。

5. 計画の主な内容

- (1) 基本的な考え方（趣旨、位置づけ、改定の方向性、計画期間）
- (2) 現状と課題
- (3) 第4次DV防止等計画の基本的な考え方
- (4) 具体的な施策の展開
- (5) 計画の推進について

6. スケジュール

年 月	内 容
令和7年9月	第1回策定検討委員会
令和7年11月	第2回策定検討委員会
令和7年12月	・パブリックコメント(市民意見の聴取) ・議会意見の聴取
令和8年2月	第3回策定検討委員会（書面開催） ※パブリックコメント等の意見が多く、計画を大幅に変更する場合は対面開催
令和8年3月	計画決定